

* 読谷村立幼稚園児募集について *

みだしのことについて、読谷村立幼稚園では令和6年度新入園児募集を下記のとおり行います。入園を希望する幼児の保護者は、小学校区域の幼稚園で手続きをするようご案内いたします。

記

1. 受付場所 … 各幼稚園（先に郵送した通知書に記入されています。）
2. 入園資格 … 平成30年4月2日生～平成31年4月1日生
3. 区 域 … 就園する区域は、原則として小学校区域とします。
4. 必要書類 … 記入誤りがあった場合は修正液・テープは利用せず、2重線を引き訂正印を押して、再度記入ください。



※下記の必要な書類が漏れていないかご確認をお願いします※

対 象	必 要 な 書 類	チェック欄
全 世 帯	○先に郵送した通知書「令和6年度 読谷村立幼稚園5歳児入園について（募集）」（はがき） ※はがきが届いていない場合は教育委員会 学校指導課までご連絡ください。	<input type="checkbox"/>
全 世 帯	○同封の「読谷村立幼稚園 入園願書」	<input type="checkbox"/>
全 世 帯	○同封の「教育・保育給付認定申請書」	<input type="checkbox"/>
全 世 帯	○一時預かり保育申請書 ○一時預かり保育に係る同意書 ※利用日数に応じた請求となります。利用希望有無に関わらず提出して下さい。	<input type="checkbox"/>
令和5年1月1日時点の住所が読谷村にない世帯	① 保護者の番号確認のための書類 ア) 個人番号カード イ) 通知カード ウ) 個人番号記載の住民票の写し ② 保護者(代理人)の身元確認のための書類 ア) 個人番号カード イ) 運転免許証 ※①②(両親の分)を「個人番号(マイナンバー)貼付書類」に貼り付け、園に備え付けの封筒に入れて提出 または ○令和5年度(令和4年分)所得課税証明書 ※両親の分 ※令和5年1月1日に居住していた市町村で発行	<input type="checkbox"/>
母子・父子世帯	○児童扶養手当証書の写し又は戸籍謄本	<input type="checkbox"/>
生活保護受給世帯	○被保護証明書(中部福祉保健所で発行)	<input type="checkbox"/>
在宅障がい児(者)が同世帯にいる場合	○身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当証書のいずれかの写し	<input type="checkbox"/>

5. 一時預かり保育料（午後の預かり保育）については、基本的に有料となります（原則として、**口座振替**とする）。ただし、「保育の必要性の認定」を受けたお子様については、午前の教育に加え、午後の預かりが無償となります。

※幼児教育・保育の無償化については、次ページ「令和6年度 読谷村立幼稚園保育料について」をご確認ください。

6. 一時預かり保育申請については、別添の「読谷村立幼稚園一時預かり保育について（お知らせ）」をご確認ください。申請については、各幼稚園にて入園受付の際に受付します。

ご注意

* 保護者の都合（共働き等）により指定された園と違う幼稚園に通わせたい(就園変更)場合、手続きが必要になりますので 10月10日(火)までに学校指導課まで必ずご連絡ください（理由によっては変更できない場合もあります）。

◆お問い合わせ先

（書類等に関すること）こども未来課 保育所幼稚園係 TEL 098-982-9240

（就園変更に関すること）読谷村教育委員会 学校指導課 TEL 098-982-9230

令和6年度 読谷村立幼稚園保育料等について



午前の保育料はみんな無償（申請不要）！

一時預かり保育料（午後の預かり保育）が無償になるには、

『申請が必要』 トン！！

詳しくは下の方を確認してトン！

☆ 幼児教育・保育の無償化 ☆

- ◆幼稚園を利用する全ての子どもたちの午前の保育料が無償化されます（申請等の必要はありません）。
- ◆食材料費、日用品費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。
- ◆午前の教育と併せて、**午後の預かり保育を利用するお子様について、午後の預かり保育料が無償の対象となるためには、読谷村から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。**「保育の必要性の認定」を受けるには、読谷村役場 こども未来課にて申請手続きが必要です。申請時期等の詳細については、教育・保育給付認定決定通知書と同封し（1月上旬頃）、また、本村のホームページや広報誌等にて掲載します。
- ◆**「保育の必要性の認定」を受けたお子様は、午前の教育に加え、午後の預かり保育の保育料が無償化されます。**

午後の預かり保育は、毎日利用する通年利用と、冠婚葬祭や急な用事等で緊急的に利用する臨時利用があります。午後の預かり利用料については、幼児が利用した各月の利用日数分とします。ただし、利用日数分の利用料が月の上限額を超えた場合は、月の上限額とします。

また、午後の保育時間は午後6時までです。

午後

（一時預かり保育）

階層区分		推定年収	一時預かり利用料 （8月を除く月）		一時預かり利用料 （8月分）	
			月の上限額	日額	月の上限額	日額
第1階層	生活保護世帯	-	0円	0円	0円	0円
第2階層	市町村民税非課税世帯 （所得割非課税世帯を含む）	~270万円	3,000円	200円	6,000円	400円
第3階層	市町村民税所得割課税額 77,100円以下	~360万円	5,500円	300円	9,000円	450円
第4階層	市町村民税所得割課税額 211,200円以下	~680万円				
第5階層	市町村民税所得割課税額 211,201円以上	680万円~				

備考

8月（夏休み）は午前午後の終日保育になるため、通常月とは一時預かり保育料が異なります。

◆一時預かり保育料の切り替え時期について

保育料は、毎年9月に切り替え作業を行います。村民税の賦課決定が毎年6月になっていることから、4～8月は前年度分の村民税額、9～3月は当年度分の村民税額により保育料を決定します。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
保育料の算定方法	※令和5年度の村民税額で算定					※令和6年度の村民税額で算定						

※令和5年度の村民税額・・・・・・令和4年1月～12月までの収入等を基に算定されます。

※令和6年度の村民税額・・・・・・令和5年1月～12月までの収入等を基に算定されます。

保育料の切り替え時、令和6年1月1日の住所が読谷村に無い方は、マイナンバー等の写し又は令和6年1月1日の住所地で発行された所得課税証明書の提出が必要となります。

